

管理 No.

F071

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部 介護福祉課

(施設整備係 /内線:4756)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の設置の認可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
	根拠規定条項	15 条第 4 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	老人福祉法施行規則 (昭和 38 年厚生省令第 28 号)
	基準規定条項	第 3 条第 1 項
	審査基準	<ul style="list-style-type: none">・ 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (主な基準)・ 人員に関する基準 (必要な職員及び職員数など)・ 設備に関する基準 (必要な部屋、面積など)・ 運営に関する基準 (サービスの内容等の運営上の基準など)・ 地域主権一括法に関する介護保険施設等の基準に関する要項
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 29 年 2 月 22 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	